

うるま市男女共同参画行動計画

～つるま夢プラン～

男女共同参画・交流課

☎ 0973-500601



なぜ計画が必要なの

地方分権の推進により、地域の活性を生み出した活力あるまちづくりが求められています。つるま市独自の特徴を活かしながら、これまでの「政十導型」では限界があり、行政と地域の「コト・コト・コト」や住民、事業所がより役割を果たすことが必要とされています。

このような主体的活動あるまちづくりを展開するためには、男女が同じく人権を尊重し、互いにその人権を尊重して、お互いに責任も分かち合って、別に関係なく、他の個性と能力を一層発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、平成11年1月23日、男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。

男女が、互いにその人権を尊重して、お互いに責任も分かち合って、別に関係なく、他の個性と能力を一層発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、平成11年1月23日、男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。また、へじであつては、平成12年1月23日、「つるま夢プラン」を策定しました。これで機に面会いたしましたが、男女共同参画社会の形成についてやめてみせんか。

このねが本日の本題をみると、政策・方針決定過程の場への女性の参画はまだまだ少なく、男性も家庭や地域社会への関わりが、必ずしも十分ではありません状況にあります。

活力あるまちづくりのためにも、男女共

同参画社会の形成が必要であり、その実現に向けて、市民や地域団体、事業所、行政等がより取り組んでいかなければなりません。そのため、本市の現状や近年の国内及び国際的な男女共同参画関連施策の動向を考慮しつつ、上記や施策を明らかにした行動計画の策定が必要となるのです。

計画の性格として

○本市における男女共同参画社会の形成を促進するための施策展開を示すもので、その実現に向けた目標と具体的な施策を明りかにするものである。

○男女共同参画社会基本法第3条、第14条第3項に記載された「地方公共団体の責務」、市町村の努力義務とともに規定されるものです。

○国の「男女共同参画社会基本法」「男女共同参画行動計画」（第2次）や、県の「沖縄県男女共同参画計画」（第2次）や、市町村の「つるま市男女共同参画計画」との整備を図つて、本市が主体的に取る総合施策として策定されるものである。

われねむのと。

○本市がめざす男女共同参画社会の大槻い回り、市長並びに事業所・団体等、本市に暮らす市民、ひとごとがそれぞれの立場で役割を担い、男女共同参画に向けた行動するための指針となるものである。